

平成19年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

足利市教育委員会

はじめに

本市では、昭和56年1月に市民参加による生涯学習を理念とした「足利市の教育目標」を設定しています。

この教育目標は、市民が自ら目標を立て主体的に実践できるための指針となるよう、「郷土の自然や文化財の愛護と文化の振興」「健康・安全の保持増進」「社会連帯感の育成」「よき家庭人の育成」「よき職業人の育成」「主体的な生活態度の育成」「国際社会に生きる日本人としての自覚」の7つの柱、70の目標で構成されています。その推進については、第6次足利市総合計画における具体的な施策の中で取り組んでいるところです。

こうした取組みを進めるに当たって、各施策や事業を効果的に行っていくためには、現在幅広く実施している事務事業の中から主な課題を抽出し、取り組んだ内容や成果等の点検及び評価を実施し、今後の方向性や改善策を提示していくことが必要です。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について学識経験者の知見を活用して自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、本市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するため、平成19年度の事務事業について、このたび点検及び評価を実施し、ここに報告書としてまとめました。

つきましては、市民の皆様はこの報告書をご覧いただき、市教育委員会の取組みに対するご意見等もお寄せいただくことで、よりよい教育の実現をめざしていきたいと考えています。

今後とも、市民一人ひとりが学びあい、心豊かになっていけるよう、効果的、効率的な事務事業を推進していきたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

目 次

(点検・評価の結果)

第1章 教育委員会活動	1 ~ 2
第2章 事務局各課	3
第1節 教育総務課	3
第2節 生涯学習課	4 ~ 5
第3節 学校教育課	6 ~ 7
第4節 学校管理課	8 ~ 9
第5節 文化課	10 ~ 11
第6節 史跡足利学校事務所	12 ~ 13
第7節 市民スポーツ課	14
第8節 教育研究所	15
(参考)	16

第1章 教育委員会活動

1 組織体制（19年4月1日現在）

教育委員	委員長1人、職務代行者1人、委員2人、教育長1人
事務局職員	教育次長1人、管理指導員（県立足利図書館派遣）1人 課長級以下職員（8課、3課内室）正規210人 嘱託 36人 補助 37人

2 委員会の活動概要

(1) 委員会の会議

月1回の定例会を開催しました。また、定例会終了後、その時々話題について事務局職員（課内室長級以上）と意見交換を行いました。

定例・臨時		議案件数	報告事項件数	その他
定例会	12回	28件	67件	1件
臨時会	-	-	-	-

(2) 視察研修等

国における教育改革が進められる中、教育上の諸課題に対する委員の共通認識を図り、課題解決に向け、視察研修等を実施しました。

事業名	期日	場所	内容
関東甲信静市町村教育委員会連合会研修会	平成19年5月17日	富士市文化会館	講演「教育の精神と形」 文教大学教授 嶋野道弘
足利市教育委員視察研修 （*隔年実施）	平成19年11月7日～8日	郡山市、福島市	・小中一貫教育（郡山市立湖南小中学校） ・教育施設視察（福島市こむこむ館、福島県立美術館）
栃木県市町村教育委員会連合会委員研修会	平成19年11月12日	栃木県総合教育センター	講演「これからの公教育の在り方について」 （株）開倫塾社長 林明夫
安足地区市町村教育委員会連合会委員研修会	平成20年1月24日	佐野市役所葛生庁舎	・講演「教育のパラドクス」 宇都宮海星学院 中・高校長 島田好正 ・教育関連三法改正の説明

(3) 教育委員と教育関係者との意見交換

対 象	期 日	場 所	内 容
学校関係者（校長、教頭、教職員等）	平成 19 年 6 月 1 日	山前小学校	特別支援教育(*1)について
各小中学校 PTA 会長	平成 19 年 7 月 7 日	助戸公民館	教育課題に関する懇談
学校関係者（校長、教頭、教職員等）	平成 19 年 11 月 1 日	南小学校	英会話教育特区（英会話学習）について
小中学校 PTA 連合会	平成 19 年 11 月 13 日	市民会館	各学校からの要望事項に対する懇談
社会教育委員正副委員長	平成 20 年 3 月 21 日	教育庁舎	社会教育委員(*2)意見具申について

3 点検・評価

改正された教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、平成 19 年 6 月に教育 3 法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法）が改正されました。

また、新学習指導要領(*3)が平成 19 年度末に公示され、小学校が平成 23 年度、中学校は平成 24 年度から全面实施されることとなりました。

そこで、本市においても新学習指導要領に沿った教育内容に対応すべく準備に早速取り掛かる必要があります。子どもたちが、将来の本市を支える力を発揮するためにも、さらに学校教育を充実したものにしていかなければなりません。そのためにも教育委員会活動をより活発化することが求められます。

ついでには、教育委員会の点検評価制度も法制化されたため、教育委員会においてそれぞれの事務事業について一層活発な議論をしていくとともに、各委員の自己研鑽はもとより、学校訪問を行うなど教育現場や事業実態の把握に努め教育委員会活動の活性化を図っていきます。

*1 特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられた。

*2 社会教育委員

社会教育行政に広く地域の意見等を反映するため、教育委員会の諮問機関として設けられている制度。本市においては、学識経験者等 15 名を委嘱し教育委員会へ意見具申などを行っている。

*3 学習指導要領

学校教育においては、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障することが求められていることから、学校が編成する教育課程の大綱的な基準として文部科学省が定めたもの。

第 2 章 事務局各課

第 1 節 教育総務課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分 掌 事 務	職員数(人)
課長	課内全般	1
庶務担当	教育委員会の議事及び秘書、職員の人事、予算の総括調整、企画調整、奨学金貸与、交通遺児奨学金、入学資金融資あっせん、人権教育推進本部	6
施設管理担当	指定管理施設（市民会館、市民プラザ、市立美術館、市民体育館、総合運動場、研修センター）の管理・運営に対する指導・支援、MBS 財団との連絡調整	5 (内担当課長1)
計		12

2 点検・評価

教育総務課は、事務局の幹事課として、教育委員会の庶務を担当し、各課との連絡調整を図りながら、教育委員会の全体の事務執行に努めています。当課の独自事業としては、奨学金貸与制度や交通遺児奨学金制度の実施などのほか、市民会館等 6 施設の指定管理者(*1)である足利市みどり文化・スポーツ財団（MBS 財団）への指導を行っています。

<平成 19 年度の主な課題と取組状況>

(1) 奨学金貸与制度に係る返還金の滞納対策の強化

奨学金は、修学の奨励と教育の機会均等を目的に学生に無利子で貸与するものですが、近年、返還の始まった奨学生の未就労や低所得状況あるいは保証人である保護者の家計困窮等の要因によって、返還金の滞納が顕在化してきました。返還金の滞納額は、平成 14 年度末 212,500 円であったものが、年々増加し、平成 18 年度末では、3,427,500 円に達しました。制度を運用する原資は、奨学金の返還金を主としているため、制度の維持安定化を図っていくうえで、返還金の未納を解消することが喫緊の課題となっていました。

そこで、本年度においては、「奨学金督促事務運用指針」を策定し、本人や保護者に対する督促状発送、連帯保証人への保証債務履行請求書発送をはじめ、電話連絡、戸別訪問等の具体的な徴収活動を行いました。その結果、本年度の滞納額は、2,091,500 円（前年度対比 1,336,000 円減）となり、3,400,000 円以下とする目標を達成できました。今後も、滞納者との接触を密にし、十分な相談体制をとりながら新規滞納者を増加させないための未納対策をすすめていきます。

(2) 指定管理施設を利用する市民の満足度の向上

施設における市民サービスの評価は、市民の満足度がバロメーターとなるため、本年度は、各施設の顧客満足度 80%以上を目標設定し、指定管理者との毎月のモニタリングや情報交換会などを通して連携を図りながら、指定管理者自らの新企画事業の実施や接遇の見直しなどで利用者サービス向上の取組みを行った結果、アンケート調査による利用者満足度の状況は下表のとおりとなりました。

市民会館	市民プラザ	市立美術館	総合運動場	市民体育館	研修センター
85.6%	85.8%	80.0%	82.4%	74.6%	85.8%

各施設とも概ね目標値に達しましたが、今後とも、利用者のニーズを把握しながら、施設設備の充実を図っていくとともに、新たなプログラムを企画するなど市民サービスのより一層の充実に努めていきます。

*1 指定管理者

地方公共団体(自治体)が所有する公の施設を、管理委託する場合は、公共的団体又は自治体出資法人等に限定されていたが、地方自治法の改正により、自治体が指定する指定管理者(公共的団体、企業、NPO等民間団体など)に管理を行わせることができることとされた。本市においては平成 18 年 4 月から実施している。

第 2 節 生涯学習課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当		分 掌 事 務	職員数(人)
生涯学習課	課長	課内全般	1
	生涯学習推進係	生涯学習推進施策の企画・調整、教育目標の具現・啓発、生涯学習奨励事業の企画・実施、生涯学習センターの管理	4
	社会教育係	社会教育及び社会人権教育事業の企画調整・実施、公民館・社会教育施設の設置及び維持管理、社会教育関係団体の指導・支援、成人教育、社会教育委員、興国文庫	6
	視聴覚ライブラリー、17 公民館(67)、県立図書館派遣(6)		73
青少年センター	所長	所内全般	1
	青少年係	青少年行政の総合計画、青少年行政の総合連絡調整、青少年団体の指導及び援助計画、青少年施設運営の基本計画、青少年施設の管理・運営	3
	補導係	街頭補導計画と実施、少年相談	2
計			90

2 点検・評価

生涯学習課は、「足利市の教育目標」(*1)の具現化を目指し、市民一人ひとりが心豊かで、生きがいのある人生を送ることができるよう多様な学習の場と機会を提供するとともに、その学習活動の成果を地域社会の中で適切に活かし、人間性豊かな连带感あふれるまちづくりにつなげるため、社会教育、家庭教育及び青少年行政等幅広い分野の施策に取り組んでいます。また、平成18年6月からは、生涯学習社会の実現に向け、市民の自主的な学習活動を総合的に支援する中核的な施設として設置した「生涯学習センター」の管理運営を行っています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

(1) 生涯学習センターの利用促進

生涯学習センターは、学習情報の提供、学習相談、調査研究の支援、自主学習活動の支援等が主な機能ですが、開設2年目にあたる本年度においては、生涯学習センター施設の利用促進を重点取り組みとしました。そこで、年間利用者を前年度10%増の50,000人を目標に設定し、広報あしかがみ、公民館だより、メニューパンフレット、ホームページなどの広報を積極的に行った結果、66,493人(達成率133.0%)の実績を上げることができました。

今後も、生涯学習センターの機能的役割を果たす事業として高等教育機関連携事業(*2)、市民企画実践講座(*3)など魅力ある事業の実施により、センターのより一層の利用促進を図っていくとともに、本来のセンター機能をさらに充実していきます。

(2) 家庭教育充実のための支援

改正教育基本法(平成18年公布)第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で、大きな役割を担う学校、家庭及び地域住民が相互に連携協力に努めることが明文化されました。特に近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されているため、本年度は、学習情報や学習機会の提

供など家庭教育への一層の支援をしていくこととしました。

最近の傾向として、公民館で開催する家庭教育に関わる乳幼児学級、家庭教育学級及び父親学級の参加者数の伸び悩みが見られるため、本年度においては、これらの学級の延参加者数目標を5,800人とし参加促進に努めました。そこで、学級開催のPRをPTAだよりや公民館だより等で行いましたが、延参加者数は5,033人(達成率86.8%)にとどまり、新たな対応をしていく必要が生じました。

今後は、家庭教育学級等の学習内容や学習形態等の検証と見直しを行うとともに、学習結果を公民館だより等に掲載し、学習活動を地域住民に知らせていくこととします。また、これまで実施してきた家庭教育懇談会(*4)、家庭教育相談室(*5)を継続し、合わせて子育てに関する各種資料(家庭教育手帳、家庭教育通信等)の配布等を行いながら、家庭教育充実のための一層の支援をしていきます。

(3) 成人式の活性化

本市の成人式は、9地区の分散方式(*6)で実施し、内容は式典(全地区統一)及び地区行事としての記念撮影等、ほぼ同じ形式で実施していることから、独自性が欠けるなどの問題が指摘されてきました。このため、それぞれの式の活性化を図ることとし、平成20年成人式は各地区成人式運営委員会の自主的運営の推進に努めました。

その結果、地区によっては、新成人者による式の運営のもとで、アトラクション等の独自企画をするなど、特色のある運営が実現できました。なかでも中学生地区活動ボランティアの参加等により、地域の自主性や連帯意識の高揚が図られたことは大きな成果といえます。これらのことが、「成人式大賞2008」(*7)の企画賞受賞にもつながり、成果の立証ともなりました。

今後も、新成人者や各地区成人式運営委員会の自主的な運営を中心に、成人者が一生の記念となるような特色ある式の実施を目指していきますが、成人式の意義を見失わないよう教育委員会としての必要な助言を行っていきます。

*1 足利市の教育目標

昭和56年に市民参加により策定した、乳幼児期から高齢期までの人生各期の段階で身に付けておかなければならない能力や果たさなければならぬ課題を明らかにして設定した7つの柱からなる70の教育目標。足利市では、この教育目標の具現化を生涯学習社会の実現と位置付けている。

*2 高等教育機関連携講座

本市固有の歴史文化や自然環境などの特性や特徴を学び、学んだ成果を生かし主体的に行動できる市民の育成を目指す講座などを足利工業大学や上智大学等の高等教育機関と連携して実施している。

*3 市民企画実践講座

生涯学習指導者や生涯学習ボランティアが自ら企画し、開催する講座。

*4 家庭教育懇談会

青少年にかかわる様々な問題の解決に向けて、家庭教育に関する啓発活動を進め、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てるため、毎年市内各地区(公民館単位)を巡回して行う懇談会。

*5 家庭教育相談室

子どものしつけ、育児、問題行動など、家庭生活や学校生活における親等の悩みについて、電話や面接を行う相談室(生涯学習センター内に設置)。

*6 成人式分散方式

本市では、成人式は従来1会場で実施していたが、平成元年から地域で祝う式とするため17会場に分散した。なお、現在(平成20年)では、地区合同により9会場となっている。

*7 成人式大賞

新成人式研究会が主催し、文部科学省後援による成人式コンクール。平成20年で第8回目を迎え、全国各地から応募があり、成人式大賞、準大賞、優秀賞、アイデア賞、話題賞、企画賞など選定されている。

第3節 学校教育課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分 掌 事 務	職員数(人)
課長	課内全般	1
学務係	県費負担教職員の人事・サービス、学齢児童生徒の学籍及び入退学、就学時健康診断	3
指導係	学校経営・教育活動への指導助言と支援、教科用図書採択、英会話教育特区推進事業、外国語指導助手・学びの指導員・心の相談員の配置	9 (内1県費負担)
計		13

2 点検・評価

学校教育課は、児童生徒の就学等学事関係の事務や教職員の人事関係の事務を執行するとともに、学校経営や日常の教育活動への指導助言と支援、さらに、小学校英語教育、心の教育、人権教育、児童生徒の安全など、教育課題として掲げられている諸課題の解決に向けて、学校教育全般にわたり指導助言を行っています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

(1) 国際理解教育(英会話教育特区事業)の推進

平成15年8月に認定を受けた英会話教育特区事業(*1)について、平成17年度から外国人(ネイティブスピーカー)による指導を中心に英語によるコミュニケーションを主体とする英会話活動を全小学校で実施してきました。本年度からそれぞれの学年における指導時数を5時間増やし低学年で年間15時間、3年生以上は年間40時間としたため、その成果等を把握する必要があることから、本年度においても重点的に取り組みました。そこで小学校に英会話学習指導員(ALT)(*2)を9名、英語活動協力員(EAA)(*3)を12名配置し、実践してきました。年度末に行った各種調査によると、英会話学習が5時間増加したことにより、英会話能力の向上に効果があったと多くの学校より報告がありました。また、英語学習指導員や英語活動協力員も学級担任とのチームティーチングに慣れ、指導力の向上が見られました。

平成23年度から完全実施される新学習指導要領(*4)で小学校での英語学習が実施されることになり、平成20年度から小学校における英語学習の構造改革特区事業は内閣府から文部科学省へ一般事業として移管されることになりましたが、本市としては今までの成果を基に引き続き小学校英会話学習を実施していきます。

(2) 心の教育事業と学びの指導員推進事業による学習支援

不安や悩みを抱えた子どもたちなどに対する心の教育の重要性は依然として教育上の課題として捉えていく必要があり、そのために本市では、これまで小学校に「心の教育相談員」(*5)を33名、中学校に「心の教室相談員」(*6)を16名配置し、学級担任やスクールカウンセラー(*7)などとも連携して教育相談や授業中の学習支援にあたってきました。本年度の心の教育相談員や心の教室相談員事業では相談形式だけではなく、授業中の児童生徒に寄り添って行う個別指導や学校内に「ホッとできる場」を提供するなど個々の実態に即した取り組みを実践することにより、それぞれ効果的な活用がなされ大きな成果をあげています。

また、「学びの指導員」(*8)の配置については、児童生徒一人ひとりの特性に応じた主体的な学習が展開できるよう本市独自の支援事業として実施していますが、教職員の増加を見込めない状況から、学びの指導員の必要性は欠かせない状況となっています。このため、本年度においても、小学校28名、中学校12名の学びの指導員を配置し、指導員が担任と一緒に授業に臨み、理解が遅い子どもたちの支援や実験実習の補助にあたるなどそれぞれの学校の実情に合わせた指導を行った成果は大きいといえます。

心の教育相談員、心の教室相談員、学びの指導員事業については、それぞれの学校で効果をあげており、今後も引き続ききめ細かな対応をしていきます。さらに、一層の効果を高めていくため、研修制度を充実し相談員及び指導員の資質の向上を図っていきます。

*1 英会話教育特区事業

本市では、小学校から英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質や能力を育成することを目的に、平成15年8月構造改革特別区域計画認定を受け、小学校全学年に現行の教育課程の基準によらない「英会話活動」を、16年度モデル5校、17年度から全校で実施している。

*2 英会話学習指導員(ALT=Assistant Language Teacher)

学級担任とのチーム・ティーチングで英会話学習を教える外国人(ネイティブスピーカー)の指導員。

*3 英語活動協力員(EAA=English Activity Assistant)

担任や英会話学習指導員(ALT)と協力して、少人数指導などを行っており、足利市国際交流協会から推薦を受けた外国人等を充てている。

*4 学習指導要領

2ページ*3を参照

*5 心の教育相談員

不安や悩みを抱えた児童に対し、教育相談や学校における各種活動での支援を行うために平成11年度から市が独自で小学校に配置している相談員。

*6 心の教室相談員

生徒指導上の諸問題への対応として、生徒が悩み等を気軽に話せるよう、教職員とは異なる第三者的な存在として平成10年度から補助事業として中学校に配置している相談員(現在は市が独自で実施)。

*7 スクールカウンセラー

学校内だけでは解決しがたいいじめや不登校等について、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助及び教職員への指導の在り方等、アドバイスを行うために県教育委員会から学校に派遣される専門員(県非常勤講師)。

*8 学びの指導員

学習指導において教師との協力的な指導を通して、児童生徒の基礎・基本の定着を図り、一人ひとりの特性に応じた学習が展開できるようにするため平成13年度から市が独自で小中学校に配置している指導員。

第 4 節 学校管理課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当		分 掌 事 務	職員数(人)
学校管理課	課長	課内全般	1
	管理係	学校予算の配分・執行管理、学校備品の整備、就学援助	6
	施設係	学校施設の建設・管理、営繕計画の実施、スクールバスの運行	1 1
	小学校 2 2 校、中学校 1 1 校		2 1
学校給食室	室長	室内全般	1
	給食係	学校給食の企画運営・衛生管理、共同調理場との連絡調整、施設整備、保守管理、足利市学校給食会	3
	東部学校給食共同調理場(16)、南部第三学校給食共同調理場(2)、東栄養指導センター		1 8
計			6 1

2 点検・評価

学校管理課は、市立小中学校の管理運営や学校施設の建設、修繕及び設備の維持管理を行うとともに、学校給食の実施に関する業務を所管しています。当課所管の事務事業の執行に当たっては、児童生徒が学校で、安全で安心して一日を過ごせる教育環境を整備することを目指し事務執行に努めています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

(1) 学校予算の効率的な執行

厳しい財政状況の中で、経常経費の節減は、毎年の課題となっていますが、特に限られた予算の効率的な執行が求められています。そこで、本年度は、小中学校が所有している学校備品の有効利用を図るため、学校備品の共有化に取り組みました。11月末までに市立小中学校33校に貸出し可能な学校備品の調査を実施し、12月には全学校の「貸出し可能な学校備品一覧表」を各学校へ配布しました。これにより学校間の貸出しに着手することができました。

今後は、高価な学校備品については学校管理課で購入し管理を行うとともに、「貸出し可能な学校備品一覧表」のより一層の充実と学校備品貸出し制度の利用促進を図り、経費節減と効率的な予算執行をしていきます。

(2) 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設を安全安心な施設とするため、市立小中学校施設の老朽化に伴う改築や施設設備の維持管理に努めていますが、本年度は、特に工期短縮や経費節減を目指した職員施工による計画的な段差解消と手すりの設置に取り組みました。具体的には、市立小中学校33校の全ての現地調査を行い「バリアフリー対策の現況調査結果集計表」を作成し、整備を要する学校別の箇所数を把握するとともに、整備に関する年次計画を作成しました。これにより、モデル的に1校の段差解消と手すりを設置することができました。

今後は、学校別の整備年次計画に基づき、通常業務との調整を行いながら計画的な段差解消と手すりの設置などバリアフリー化(*1)を実施していきます。

(3) 学校給食における地産地消の推進

学校給食は、教育活動の一環として実施されており、安全安心で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を形成するなど大きな役割を果たしています。学校給食に地場産農産物を使用することにより、児童生徒が地域に関心を持ち、食に対する理解を深めるなどの教育的効果が高めることができることから、足利産小麦を配合したパンを週2回1年を通じて提供するとともに、生産時期による旬の足利産農産物を学校給食に取り入れるなど地産地消(*2)に取り組んでい

す。

本年度は新規の取組みとして、6月にすべて足利産農産物11品目を使用した学校給食「足利を味わう日」を市内33校全校で実施し、児童生徒の地産地消への理解を深めることができました。

今後も、足利産農産物を可能な限り学校給食に取り入れ、地産地消を推進していきます。

(4) 学校給食費の未納対策

学校給食費(*3)の未納問題は、多くの市町村で課題となっており、本市においても学校給食制度の運営上未納問題は深刻な状況となりつつあるため、保護者の負担の公平性を保つ見地からその対策を強化することとしました。本年度は、保護者及び教職員に対して未納の現状を周知し、啓発を兼ねた給食費未納問題に対するアンケート調査を実施し、その結果等を参考に、平成20年1月に「学校給食費未納対策」を策定しました。この未納対策をPTA代表者や全保護者に対し周知するとともに、未納者に対しては、法的措置を含む対策を講じる内容の督促状を送付するなど、具体的な対策に取り組んだ結果、現年度分収納率は0.2ポイント増の99.5%、現年度分未納額は前年度に対し947,000円減の3,120,000円、未納者数は41人減の115人とそれぞれ改善しました。

今後も、学校と連携し各種未納対策を実施し、特に現年度分未納額の解消に向けて取り組むとともに、悪質な未納者に対しては法的措置を見据えた督促をしていきます。

*1 バリアフリー化

身体障害者等が学習や生活がしやすくなるよう施設の障害となるものを取り除くなどの整備をすること。

*2 地産地消

地域で生産した農産物などをその地域で消費すること。

*3 学校給食費

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設整備に要する経費や運営費(光熱水費、人件費等)は、学校設置者(足利市)の負担となっているが、それ以外の食材料費(学校給食費)は、児童生徒の保護者の負担となっている。

第 5 節 文化課

1 組織、分掌事務及び職員

		係・担当	分 掌 事 務	職員数(人)
文化課		課長	課内全般	1
		文化振興係	文化行政の企画調整、市民文化賞、市民文化祭、文化協会等文化団体との連絡調整、市民文化財団	4
		文化財保護係	文化財保護行政の企画調整、文化財の調査・指定・維持管理・公開、埋蔵文化財、関係団体の育成	8
		草雲美術館		(兼務)
歴建	室長	室内全般	1	
史設 博準 物備 館室		歴史博物館(歴史系展示施設)の建設準備、展示資料の収集・整理	1	
計				15

2 点検・評価

文化課は、市民に優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、市民が気軽に参加できる事業を企画実施するなど市民の文化意識の高揚に努めています。また、文化財を保護し継承するため、調査研究を進め文化財としての指定登録を行うとともに、「歴史都市宣言」(*1)のまちとして、文化遺産を活用したまちづくりを進めています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

(1) 世界遺産暫定一覧表への登録申請と市民啓発

本市における史跡足利学校跡や史跡足利氏宅跡(鏝阿寺)を中心とした中世の足利氏の文化遺産が世界遺産に値するものであると考えられることから、本市の秀でた特色である歴史、伝統、文化をさらに際立たせ市民の誇りとしていくため、世界遺産暫定一覧表(*2)記載資産候補として申請していくこととしました。提案書の作成に当たっては、推進庁内連絡会議や有識者による世界遺産検討会議を設置し検討を重ねた結果、「足利学校と足利氏の遺産」としてまとめ、本年9月26日に県と共同で文化庁へ提出しました。また、市民の普及・啓発活動では、広報あしかがみ掲載、職員向け説明会3回(約300人)、出前説明会20回(約700人)、特別講演会開催、世界遺産関係パネル展開催、看板設置等などを実施しました。提案書の内容は、現在国の専門機関で検討されていますが、平成20年の夏に結論が出される予定となっています。

今後においても、世界遺産に向けた機運が一層高まるような啓発活動を実施していくとともに、全国への情報発信を行っていきます。

(2) 史跡榑崎寺跡(法界寺跡)の保存整備

足利氏の遺産として世界遺産提案資産の一つであり、平成13年1月に国指定となった史跡榑崎寺跡(法界寺跡)は、源姓足利氏ゆかりの代表的な中世寺院跡として、また全国でも希少な浄土庭園を持つ寺院として貴重であるため、鎌倉公方の足利持氏が再整備した当時の姿への復元を目指して保存整備事

業を実施し、新たな歴史資源として活用していく必要があることから、保存整備第1期として八幡山山麓の建物跡3箇所の保存整備を実施しました。土地の公有化は、当初予定地の契約が執行できたほか一部の用地取得について、当該年度予算の範囲内で前倒しして実施しました。

発掘調査	園池北東部導水口 園池南西部排水口	7月～12月
遺構整備	八幡山山麓の建物跡3箇所の基壇(*3)整備、 園路工、説明板設置	11月～3月
史跡公有地化	測量、鑑定評価、地権者交渉、契約	6月～3月

次年度以降は、園池の復元整備を中心とした保存整備第2期となりますが、土地公有化、発掘調査、整備等を実施していきます。

(3) 歴史系展示施設の建設計画

歴史系展示施設は、第6次総合計画に位置付けしていますが、予定地が大日東土地区画整理事業(*4)区域内であることから、同事業の進捗状況を踏まえた上で、建設基本計画を策定することとしています。これまで、整備手法の一つである民間活力によるPFI(*5)事業の導入について、内部的な研究を行ってきましたが、本年度予定していた実施可能性を探る専門的な調査委託は留保することとしました。従って、建設計画に向けた準備作業は庁内関係課による内部検討にとどめました。

今後においては、同区画整理事業が進展された段階で、ただちに建設基本計画の確定作業に着手できるよう、必要な準備をしていくこととします。財政的状況も厳しい中において、建設時期等については、総合的な判断が必要なため、引き続き十分な検討を行っていきます。

*1 歴史都市宣言

足利市議会が全国に先駆けて行った宣言(平成12年6月20日)。先人が築き上げた歴史を未来に継承するとともに、市民生活との調和を図りながらさらに個性豊かな魅力あるまちづくりを進めることを決意したもの。

*2 暫定一覧表

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(1972年ユネスコ採択)」の締結国が将来、世界遺産に推薦を行う意思のある物件のリスト。
なお、平成20年3月現在の国内の世界遺産は14件、暫定一覧表記載物件は9件となっている。

*3 基壇

社寺・宮殿などの建物の土台として築いた石造や土造の壇。

*4 大日東土地区画整理事業

大日東地区(足利市家富町の一部、2.1ha)の健全な市街地を造成するため、道路等の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的とした土地区画整理事業。

*5 PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFIは、Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略名。平成11年に「公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称PFI法)が施行され、地方自治体で導入されている。

第 6 節 史跡足利学校事務所

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分 掌 事 務	職員数(人)
所長	所内全般	1
	史跡足利学校の管理運営、史跡足利学校及び周辺整備、史跡足利学校の活用、旧足利学校遺跡図書館の管理運営	5
計		6

2 点検・評価

史跡足利学校事務所は、国指定史跡足利学校の保存整備と調査研究を行うとともに、史跡足利学校ならではの文化活動や観光の拠点として活用することにより市民の文化意識の高揚を図り、シティセールスやまちの賑わいを創出することに努めています。史跡足利学校を文化財として、また本市を代表する観光資源として管理運営を行っています。

＜平成19年度の主な課題と取組状況＞

(1) 学校施設の調査研究

史跡足利学校の調査研究はこれまで毎年実施してきましたが、本年度は、立正大学考古学研究会に委託し、「足利学校庠主(*1)墓地等測量調査」を実施しました。これにより、墓地内にある石造物46基を全て確認し、初めて実測を行いました。まだまだ多くの調査すべき史跡足利学校関係の記録等の資料があるため、今後とも、調査研究については継続的に実施していきます。

(2) 史跡足利学校の伝統行事「釋奠」の見直しと市重要文化財指定

現在実施している釋奠(*2)については、祖形である「足利学校遺蹟釋祭略式」が明治40年に定められ、市が主催して実施してきましたが、さらに後世に引継ぐ伝統行事とするため釋奠の執行方法について見直しを行うこととしました。そこで、本年度新たに、市民を主体とする「史跡足利学校釋奠保存委員会」を設置し、市に代わって同委員会が主催する釋奠を執行しました。今後もこの形態で実施できることが確認されましたので、引き続き懸案である釋奠の足利市重要文化財(民俗文化財)指定(*3)を目指していきます。

(3) 史跡足利学校文化活動の魅力向上

足利のイメージアップとシティセールスのため、平成9年度から史跡足利学校を会場にして、本市ゆかりの著名なヴァイオリニスト古澤巖氏の野外コンサートを毎年開催してきましたが、コンサートの出演者を毎年変えることでリニューアルし、新たな層の入場者の獲得を目指すこととしました。リニューアル後初となる本年度は、孔子のふるさと中国の伝統楽器「二胡」の奏者として著名なチェン・ミン氏のコンサートを開催し、座席数650席を完売しました。今後とも、魅力的なコンサートを通して、足利市のイメージと認知度を高めていきます。

(4) 論語講座を活用した情報発信

観光客の指向が文化観光や体験型観光へと変化しているため、史跡足利学校においても、論語の素読をはじめ漢字試験やお茶席など、参観者の満足度を高める文化体験を取り入れてきました。特に、本年度においては、参観者を対象とする「『論語』の素読を楽しむ」と題した講座を開催するとともに、新たに市民を対象とする「論語の素読会」を開催しました。この結果、1,228人(対前年度比597人、

94.6%増)の参加者数を数えました。今後は、論語の素読が史跡足利学校の代表的な行事の一つとなるよう講座の充実に努めながら、より多くの参観者や市民参加者の受講者を確保していきます。

*1 足利学校庠主(しょうしゅ)

足利学校の校長をいう。鎌倉の円覚寺の僧・快元(かいげん)は、足利学校を再興した上杉憲実(のりみ)に招かれ、永享11年(1493)頃、初代の庠主に就任した。

*2 釋奠(せきてん)

孔子とその弟子たちをまつる儀式。毎年11月23日に行われ、足利の風物詩となっている。

*3 足利市重要文化財指定

市にとって重要なものを市条例で重要文化財として指定することができることになっており、「釋奠」は平成20年6月30日に指定された。

第7節 市民スポーツ課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分 掌 事 務	職員数(人)
課長	課内全般	1
スポーツ振興係	スポーツレクリエーション活動の普及及び振興、生涯スポーツの推進、スポーツ振興審議会、スポーツ団体の助言・指導、総合型地域スポーツクラブ、競技力の向上、指導者の育成、体育指導委員	7
計		8

2 点検・評価

市民スポーツ課は、市民ひとり1スポーツを目指し、スポーツとレクリエーション活動の推進、スポーツ指導体制の確立、スポーツ施設の整備充実及び調査、スポーツ活動組織の支援などの事業を実施しています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

(1) 総合型地域スポーツクラブの創設

地域スポーツ活動組織の充実は地域スポーツ振興の要であり、地域コミュニティの核となるため、平成14年度から育成を始めている総合型地域スポーツクラブ(*1)を本市スポーツ振興のキープロジェクトとして位置付けています。創設に当たっては各体育協会支部(22支部ある)を1つの地区として、現在までに8地区(下記参照)が組織されています。将来的には22地区(市内全地区)の創設を目指しています。

本年度においては、新たに1クラブ創設することを取組課題として設定しました。地域スポーツ活動の主体である各地区体育協会の未創設支部に対して、地域へ出向いての説明会の実施や体育協会評議員会等でのPR活動等を積極的に行った結果、10月には北郷地区において「きたごうスポーツクラブ設立準備委員会」の設置がなされ、平成20年度には、市内において9番目となる総合型地域スポーツクラブが創設されることとなりました。

今後においては、未創設地区への説明会(自治会、体育協会、老人会、婦人会、育成会等地域の各種団体へ「総合型地域スポーツクラブの必要性」等の説明)やPR活動(リーフレットやチラシの配布による地区住民への周知)を地区の体育協会や体育指導委員等の協力を得ながら実施し、クラブの早期創設に努めていきます。

創設済スポーツクラブ

地区	クラブ名	設立年月	地区	クラブ名	設立年月
三重	三重スポーツクラブ	H14.11	東校	スポーツコミュニティーとうこう	H15.6
葉鹿	葉鹿ふれあいスポーツクラブ	H16.1	三和	三和やまびこスポーツクラブ	H16.6
御厨	みくりやスポーツクラブ	H16.7	山辺	やまべスポーツクラブ	H18.2
千歳	千歳さくら倶楽部	H18.3	小俣	おまたいちょうクラブ	H18.7

*1 総合型地域スポーツクラブ

文部科学省が推進する事業で、一定の地域の子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々を対象に、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ。

第 8 節 教育研究所

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分 掌 事 務	職員数（人）
所長	所内全般	（学校教育課長兼務）
	調査研究、教職員研修、教育相談、学習指導教材センターの運営	5
学習指導教材センター		
計		5

2 点検・評価

教育研究所は、国の教育課題や本市の抱える地域課題解決に向けた先導的な研究をはじめ、教職員の資質向上を図るため、教職員研修の充実に努めるとともに、様々な不安や悩みをもつ児童生徒のための相談事業などを実施しています。

<平成19年度の主な課題と取組状況>

（1）教職員研修の充実

いじめや不登校などの解消に向けた学校の積極的な取り組みが急務であることから、教育相談に関する実践的指導力の向上を最重要課題と捉え、教職員がどんな悩みでも受け止める受容的な態度と具体的な早期対応や指導の在り方など教育相談の技量を高めていくため本年度は、教職員研修の充実に努めていくこととしました。

そこで、市教委主催の教職員専門研修会（児童生徒理解）教育相談研修会及び児童生徒指導研修会の内容を見直し、より具体的かつ実践的な研修内容を設定しました。実施に当たっては、上智大学など高等教育機関の協力を得て、夏期休業期間を活用して行いました。本年度の参加状況は、3研修会の合計229名で、管理職を除く市内教職員658名の34.8%が参加し、自主的に研修に臨んでいました。

今後においては、教職員一人ひとりの実践的指導力を一層向上させるために、直接児童生徒の指導に当たる全教職員に対して、これらの研修会へ3年間で全員が参加できるようにします。また、学習指導要領改訂を受け、新学習指導要領移行期における様々な疑問や不安を解消すべく従来の教職員研修を再検討し、内容を充実させていきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第 27 条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。